

管理区域に搬入された土壤に係る届出書

年 月 日

八尾市長 様

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第49条の2の1第2項第3号の規定により、管理区域に搬入された土壤について、次のとおり届け出ます。

掘削対象地を含む管理区域の所在地	
掘削対象地を含む管理区域の指定された年月日	
掘削対象地を含む管理区域における土壤の搬入の有無	
掘削対象地を含む 管理区域に土壤が 搬入された場合	<p>搬入された年月日</p> <p>搬入された土壤の量</p> <p>規則第48条の43第2項第3号 に定める方法による調査の結果</p> <p>分析を行った計量法第107条 の登録を受けた者（ダイオキシン類にあっては、計量法施行規則第49条の2第2号に掲げる区分に係る事業について、同法第121条の2の規定による特定計量証明事業の認定を受けた者）の氏名又は名称</p>
掘削対象地を含む 管理区域に搬入さ れた土壤が特定有 害物質土壤溶出量 基準、特定有害物 質土壤含有量基準 及びダイオキシン 類土壤含有量基準 に適合する場合	当該土壤の管理方法